

情報モラル・セキュリティ講座 ～ネットトラブルにあわないために～

6月1日に鳥根県警大田警察署生活安全課の白根智子さんと曾田幸尚さんの2名を講師に迎え、「情報モラル・セキュリティ」について講演していただきました

今ほとんどの生徒がスマートフォンを所有しています。1年生の皆さんの中には、高校入学を機に購入してもらった人もいるかもしれません。スマートフォンは非常に便利なツールではありますが、あまりにも依存しすぎると生活リズムがくずれ、体調が悪くなったり、使い方を誤るとネットトラブルにまきこまれたりと危険な面もあります。

今回の講演では、生徒たちが、ネットトラブルの被害者、あるいは加害者にならないため知っておいてほしいことをわかりやすく話していただきました。

講演は、「みなさんは、1,819 という数字が何を表しているかわかりますか？」という問いかけからスタートしました。この数字は、昨年令和2年に SNS に起因する事犯の被害を受けた18歳未満の子どもの数だそうです。そしてその内の半数以上が高校生で、被害者のアクセス手段は、「スマートフォン」が9割以上を占め、被害者が利用した SNS は、「Twitter」、「Instagram」、「ひま部」の順に多く「Twitter」が全体の35%を占めたそうです。

次に、動画で具体的な2件の事例の紹介がありました。1例目は、クラスメートの女子生徒が上げた SNS に対し、匿名で「最近調子に乗っている」など書き込みをして、それがきっかけに炎上して、その女子生徒は氏名や住所まで特定されネット上にさらされ、学校にこられなくなったというものでした。2例目は3人の男子生徒の内一人が自宅の飲食店の手伝いで忙しくて友達の誘いを断ることが多くなったことから、軽いいたづらのつもりで、その飲食店の「料理がまずい、不衛生」など事実でない書き込みをして行ったというケースでした。いずれも「匿名だからわからないだろうと思った」とありましたが、被害届けができれば、いくら匿名であっても特定されるそうです。きっかけは、少し困らせてやろうという軽い気持ちから始めたものでも相手を深く傷つけ人生を狂わせたり、お店に多大な損害を与えたりすることになり、罪にとわれ、損害賠償を請求されることもあるということを認識しておく必要があります。ネットの使い方を誤れば誰でも被害者になったり、加害者になったりする危険性があるということです。ここで気を付けたいのは『自分がされて嫌なことは人にしない、自分が言われて傷つくような言葉は人に使わない』ということです。

また、見知らぬ人とのネットのやりとりで親しい関係になったところで、最初に顔の写真を要求され、それがだんだんエスカレートして下着姿、裸の写真を要求され、送信してしまうケースも多いそうです。一端ネットに上げた写真等の個人情報は、100%削除することは難しいそうです。つまりそうした情報が、数年先にネットにさらされるという危険性もあるということです。

講演の最後には、大田署でネットトラブル防止のために考案された啓発標語である『あなごめし』を紹介していただきました。それは、表題を頭文字にして▽あ=あんしんフィルター（フィルタリング）を必ず利用▽な=なりすましや乗っ取りにご用心▽ご=ごかいしないで！「無料」の落とし穴▽め=めいわくメールに返信しない▽し=しらない人と、直接会わない—と、被害に遭わないための方法を分かりやすく紹介しているというものです。

この講演がスマートフォンの使い方について考えるきっかけになればと願います。

